

川越市告示第三百六十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十七日

川越市長 川 合 善 明

一 要措置区域

別図のとおり（川越市中台一丁目二番二の一部）

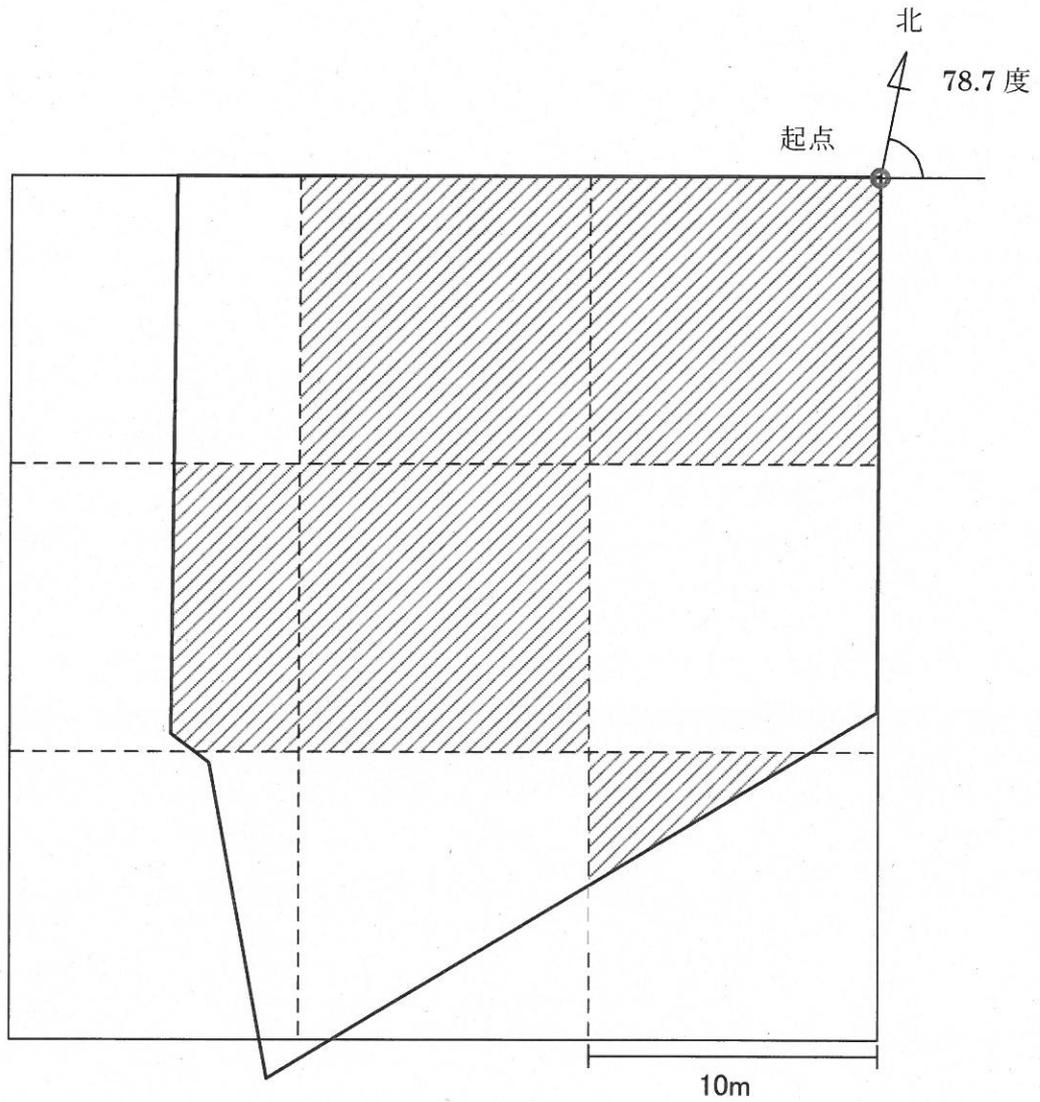
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



【起点】

起点は、川越市中台一丁目2番2の最北端とする。

【格子の回転角度】

78.7 度

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m 間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として回転させた角度を示す。

凡 例



敷地境界



単位区画



要措置区域